

インボイス制度に伴う領収書（適格請求書）の対応について

記

1. 手書き領収書

手書きでの領収書（適格請求書）は発行いたしかねます。

機械印字された「御計算書」・「領収書」の発行とさせていただきます。

2. 割勘精算

割勘精算または金額指定のご精算は、インボイス制度に対応した領収書

（適格請求書）を発行することができません。

3. 領収書の合算（取りまとめ）

複数の領収書を1枚に合算した領収書（適格請求書）は、発行できません。

以上